

長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画(案)
 に対する県民の皆様からの意見及び計画への反映の考え方

県民文化部消費生活室

- 1 募集期間 平成26年4月25日～平成26年5月26日
 2 意見の件数 10件 2団体
 3 意見の概要

| 番号 | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | 基本計画の中で、「協働」や「連携」、「協議＝相互理解の促進」が重ねて強調されています。このことは、様々な社会問題の解決にアプローチするにあたって重要な基本姿勢であると考えます。多くの団体や企業、市民の連携強化はもちろん、庁内においても各部局の有機的な連携がさらに強化されることを期待し、この基本計画案を強く支持します。 | 基本計画の推進には、県だけでなく県民の皆様、様々な団体等、関係機関との協働・連携が不可欠です。 施策の推進にあたっては、庁内・市町村との連携を含め、県民各層、各界のご意見を反映・配慮し、計画を着実に推進していきたいと考えています。 |
| 2 | P44 施策番号【5-2-1】 本県では市町村の消費生活センターの設置が他の都道府県に比べて進んでいませんが、本計画（案）において、「市町村消費生活センターの人口カバー率100%をめざす」ことを重点目標として掲げたことを県の積極的な姿勢として高く評価します。 難しい課題ですが、広域連携がなぜ進まないのかを明らかにし、地域の特性に応じた働きかけを消費者団体とともに進めてください。 | 県としては、これまで、市への消費生活センター設置を中心に進めてきました。 今後、県が地域の特性に応じた広域連携の方法についての提案をするなど積極的に関与し、どこに住んでいても身近で相談を受けられる体制づくりを推進していきます。 |
| 3 | P44 施策番号【5-2-1】 市町村消費生活センターの人口カバー率100%について、県民が県内どこに住んでいても同じレベルでサポートを受けられる体制が早期に実現されることを期待します。 | |
| 4 | P38 施策番号【3-2-12】 大学生・短大生等の消費者トラブルに大学等の環境による特色があります。各学校法人とも連携しながら、トラブル事例の共有化と消費者教育活動をすすめてください。合わせて、県内の大学生協との連携協力も図ってください。 | 大学生等に対する消費者教育は、大学や生協と連携して、入学ガイダンス等の際に学生がトラブルに遭いやすい事例を中心に出席講座を実施しています。 今後とも出席講座を継続するとともに、大学等の設置者に対し、消費者教育の実施を要請していきます。 |
| | 小中高の消費者教育の取り組み事例から、有効な企画内容や教材の普及活用を図ってください。 | 現在、高校生によるウェブ教材の作成に取り組んでいます。 今後とも学校の授業で使用しやすい教材の開発提供を、国や教育委員会と連携して進めていきます。 |

| 番号 | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|----|---|---|
| 5 | <p>P38 施策番号【3-2-13】</p> <p>これまでの消費者団体等活動支援補助金制度を継続させていただくとともに、活動事例の交流や紹介を通じて、参加団体を拡大することをめざしてください。</p> | <p>引き続き地域の消費者力向上に向けて、地域での活動事例の紹介や地域で活動する団体への支援を実施していきます。</p> |
| 6 | <p>P45 最重点目標・重点目標</p> <p>具体的なアクションプラン（実行計画）を作ってください。その際、県民や消費者団体との連携を考慮した内容にしてください。</p> | <p>毎年、前年度までの取り組み状況を検証し、また、消費生活審議会等の意見を聴きながら、その年度の重点的な取り組み等について計画していきます。</p> |
| 7 | <p>P45 重点目標の設定について</p> <p>重点目標が、具体的に、数値の指標を伴って明らかにされたことを評価します。これにより対処すべき状況とその対処方針への県民の理解がさらに促進されることを期待します。</p> | <p>本計画のもと県民及び各団体の皆様が主体的に参加・協働でき、共に活動できるよう出前講座や各種研修会等を通じて計画内容を周知していきます。</p> |
| 8 | <p>P41 施策番号【4-1-1,2】消費生活審議会</p> <p>基本計画の進捗管理は、消費生活審議会の重要な役割になりますが、それを行う上で、これまでの審議会の年1回の開催では不十分だと考えます。基本計画の進捗管理ができるように審議会を開催してください。</p> | <p>消費生活審議会の意向も踏まえ、検討していきます。</p> |
| 9 | <p>P47 重点目標3</p> <p>消費生活サポーター制度の具体的なイメージを出してください。</p> | <p>消費生活サポーターはボランティアとして広く県民各層（例：消費者団体・福祉団体等の会員、事業従事者、大学生等）から募集したいと考えております。</p> |
| 10 | <p>P47 重点目標3</p> <p>消費生活サポーターの登録300人について、育成のための学習・教育の機会が各地区で設定されることは、地域力向上の観点から重要と考えます。一方で、サポーターに求められる要件と期待される役割が明らかにされ、すでに要件を備えた専門家や経験者の自覚的な参加が促されることを期待します。</p> | <p>サポーターには定期的に研修を受講いただき、地域や職場、大学等で消費生活に関する啓発、情報発信の核となる役割を期待しています。</p> |

(注) 計画案に寄せられた意見には、パブリックコメント実施中に開催した消費者団体との意見交換会（5月26日開催）での発言内容が含まれています。